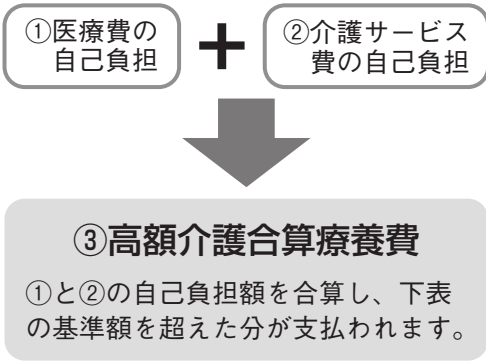


国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 高額介護合算療養費の制度と 申請手続きについて

申請手続きについて

【高額介護合算療養費制度】
医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

- ①「病院にかかったとき」、
②「介護サービスを利用したとき」の1年間の自己負担額の合計が、表の基準額を超えた場合、役場窓口へ申請すること、
- ③「高額介護合算療養費」として支給されます。



※同一世帯であっても、加入している医療保険が違っていると合算できません。
※医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合、または支給決定額が500円以下の場合には支給されません。

※各種医療費助成制度を利用してしている方は、医療機関窓口で支払う自己負担額が軽減されていますが、介護サービス費との合算となる場合があります。
【申請手続】
高額介護合算療養費（令和2年度分）が支給の対象となる方には、3月以降に申請案内を送付します。

ただし、次に該当する方は、申請案内ができない場合がありますので、国民健康保険係へご相談ください。
▼令和2年8月1日～令和3年7月31日の間で次の方
・被用者保険から国民健康保険へ移行された方
・被用者保険または国民健康

保険から後期高齢者医療制
度に移行された方
・他の市町村から転入した方
【国保制度に関する問い合わせ先】
住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

【後期高齢者医療制度に関する問い合わせ先】
北海道後期高齢者医療広域
連合
☎011-290-5601
住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

■国保被保険者70歳未満の方

区分	自己負担額の合計基準額
区分ア	212万円
区分イ	141万円
区分ウ	67万円
区分エ	60万円
区分オ	34万円



■後期高齢者医療・国保被保険者70歳以上の方

負担割合	区分	自己負担額の合計基準額
3割	現役並み所得者	(課税所得690万以上) 212万円
		(課税所得380万以上) 141万円
		(課税所得145万以上) 67万円
1割 (国保2割含む)	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円
		区分Ⅰ 19万円
	一般	56万円

※1年間の自己負担額の計算期間
令和2年8月1日～令和3年7月31日
※支給額計算は、令和3年7月末時点の所得区分で計算されます。

ふるさと納税の状況

1月末現在(累計令和3年4月～令和4年1月)

寄附件数 137,696件

寄附金額 2,418,166,780円

故人への想いを
伝えるお手伝い



あおいセレモニー

- ・365日 24時間対応
- ・各宗派の葬儀のご相談のほか法要・仏壇・仏具墓石等に関することもお気軽にご相談ください。
(新型コロナウイルス感染防止対策実施中)

二海郡八雲町東町247-1
☎0137-64-2855

広告